


所管部課		会計課	部長	田代 雄己		
件名		東大和市会計事務規則の一部を改正する規則について				
		区分	○	1 審議事項	2. 報告事項	
関係事項	条 例 規 則	東大和市特定教育・保育施設及び特定地域型保育事業の運営に関する基準を定める条例				
	部 課 機 関	子育て支援部保育課				
<p>1 要 旨</p> <p>(1) 改正理由 東大和市特定教育・保育施設及び特定地域型保育事業の運営に関する基準を定める条例の一部改正により、幼児教育の無償化に伴う食事の提供に要する費用の取扱が変更となる。 このことに伴い、狭山保育園において給食費の収納事務を行うため、当該規則の一部改正を行うものである。</p> <p>(2) 改正内容 別表中、保育課の担当事務に「東大和市立狭山保育園における給食費の収納」を追加する。</p> <p>(3) 施行日 令和元年10月1日</p> <p>(4) 影響及び効果 幼児教育の無償化に伴う食事の提供に要する費用の取扱と当該規則の整合性を保つことができる。</p>						
<p>2 経 過 (現時点に至るまでの経過)</p> <p>文書課にて事前審査済み</p>						
<p>3 留意事項 (問題点等)</p>						
<p>4 主管部処理案 (検討結果等)</p> <p>庁議における審議終了後、速やかに改正手続きを進めたい。</p>						
<p>5 審議結果</p>						

注：定例庁議の場合は、金曜日の正午までに提出。